大阪版認定農業者支援事業補助金交付要綱

（目　的）

第１条　府は、府知事から「大阪版認定農業者」の認定を受けたものの農業経営計画の実現を支援するため、大阪版認定農業者支援事業実施要領に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の定めるところにより、市町村に対し、大阪版認定農業者支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については大阪府補助金交付規則（昭和４５年大阪府規則第８５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助の対象及び補助率）

第２条　補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表１のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第３条　市町村は、規則第４条第１項の規定による申請書（別記様式第１号）を、知事が定める期日までに提出しなければならない。

（補助の条件）

　第４条　規則第６条第２項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

一　別表１に掲げる大阪府経営強化型農業者支援事業費に要する経費、大阪府地域貢献型農業者等支援事業費に要する経費の相互間においては、当該経費を流用してはならない。

二　補助事業者及び間接補助事業者は、当該補助金に係る事業の施行に関する経理を明らかにした帳簿及び書類を整備し、当該事業を完了した翌年度から起算して10年間整理保管しなければならない。

三　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

四　規則第１９条に定める財産については、この要綱に定める期間内において、知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を府に納付させることがある。

五　以上のほか、規則及び要綱に従わなければならない。

２　規則第６条第１項第１号及び第２号の規定による知事の定める軽微な変更は、別表１のとおりとする。

（補助申請の取り下げ）

第５条　補助金の交付の申請の取り下げをすることのできる期間は、規則第７条の通知を受けた日から１５日以内とする。

（計画の変更・中止（廃止））

第６条　規則第６条第１項第１号及び第２号の規定による知事の承認を受けようとするときは、大阪版認定農業者支援事業補助金変更承認申請書（別記様式第２号）を提出しなければならない。

２　規則第６条第１項第３号の規定による知事の承認を受けようとするときは、大阪版認定農業者支援事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第３号）を提出しなければならない。

３　規則第６条第１項第４号の規定による補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（補助事業の着手）

第７条　本事業の着手は原則として、規則第７条の規定による通知を受け取った後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により同通知を受け取る前に着手する場合は、あらかじめ知事の指導を受けた上でその理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第４号）を作成し、提出するものとする。

２　前項ただし書きの規定により交付決定前に本事業の着手をする場合については、事業の内容が明確となってから、本事業に着手するものとし、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失については、自己の責めに帰することを了知の上で行うものとする。

（状況報告）

第８条　規則第１０条の規定により補助事業者が報告しなければならないものは、次に掲げるものとする。

一　事業着手報告書（別記様式第５号） 事業着手後10日以内に提出すること。

二　事業竣工報告書（別記様式第６号） 事業竣工後10日以内に提出すること。

（実績報告）

第９条　規則第１２条の規定による大阪版認定農業者支援事業実績報告書（別記様式第７号）の提出期限は、事業の完了した日から３０日を経過した日（同上後段の規定により提出する場合によっては翌年度の４月３０日）とする。

（補助金の交付）

第10条　補助金は、規則第１３条の規定による補助金の額の確定後交付するものとする。ただし、知事は事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第５条の規定による補助金交付決定額の全部又は一部を概算払いにより交付するものとする。

２　前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金の額の確定通知又は交付決定通知を受け取った日以降速やかに大阪版認定農業者支援事業補助金（概算払）交付請求書（別記様式第８号）を知事に提出しなければならない。ただし、補助金の額の確定後にその補助金全額を受けようとする場合は、省略することができる。

（財産の処分の制限）

第11条　規則第１９条ただし書並びに同条第４号及び第５号の規定による知事が定める期間及び財産の種類は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一及び別表第二に定める期間及び財産とする。

２　補助事業者及び間接補助事業者は、前項の財産について同項が定める期間中、第４条第１項第２号に規定する帳簿及び書類に加え、財産管理台帳（別記様式第９号）その他関係書類を整理保管しなければならない。

附　則

（施行期日）

　１　この要綱は平成２０年８月１日から施行する。

（大阪を食べよう推進事業補助金交付要綱の廃止）

　２　大阪を食べよう推進事業補助金交付要綱は平成２０年７月３１日をもって廃止する。

附　則

（施行期日）

　１　この要綱は平成２８年５月１７日から施行する。

附　則

（施行期日）

　１　この要綱は平成３０年４月１２日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附　則

（施行期日）

　１　この要綱は令和元年５月２１日から施行し、令和元年５月１日から適用する。

　２　この要綱の施行の際限に改正前の通知の様式各号により提出されている申請書は、施行後の本通知の様式各号による申請書とみなす。

附　則

（施行期日）

　１　この要綱は令和３年１月７日から施行する。

附　則

（施行期日）

　１　この要綱は令和４年３月３０日から施行する。

別　表１

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 経　　　費 | | 補　助　率 | 軽　微　な　変　更 | |
| 経費の配分  の　変　更 | 事業の内容  の　変　更 |
| 次に掲げる変更以外の変更 | 次に掲げる変更以外の変更 |
| 大阪府認定経営強化型農業者の組織する団体(法人を含む）、農業協同組合、大阪府認定地域貢献型農業者の組織する団体(法人を含む）、大阪府認定地域営農組織が大阪版認定農業者支援事業実施計画に基づいて行う事業に要する次の経費につき、市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 | |  | 同一事業主体に係る事業内容又は当該内容が２以上の設計単位となる場合は、設計単位ごとに事業費又は補助金の３０％を超える変更 | １事業主体の変更  ２事業内容の新設　又は廃止  ３施行箇所又は設　置場所の変更  ４事業内容又は設　計単位ごとの事　業量の３０％を　超える変更 |
|  | １　大阪府経営強化型農業者支援事業に要する経費  ２　大阪府地域貢献型農業者等支援事業に要する経費 | １/３以内  ただし、左欄の経費に上記補助率を乗じた額に円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 |